

## 奈良市私道の整備に伴う原材料支給基準

### (目的)

第1条 この制度は、私道の整備を促進し、交通安全の確保と市民生活の向上を図るため、私道の整備のうち申請者が自ら行う軽微な補修について市が予算の範囲内で必要な原材料を支給することについて必要事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公道とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路及び他の法令により国、地方公共団体等が維持・管理を行う一般交通の用に供されている道路をいう。
- (2) 私道とは、国、地方公共団体以外の者が敷地を所有し、維持・管理を行っている公道以外の道路であって、一般交通の用に供されているものをいう。

### (補修等の種類)

第3条 この基準による原材料の支給の対象となる補修等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 舗装道の穴
- (2) 砂利道のくぼみ

### (支給材料の品目)

第4条 この基準により支給する原材料は、次に掲げるとおりとする。

- (1) アスファルト常温合材
- (2) 再生クラッシャーラン

### (支給の要件)

第5条 原材料は、次の各号の要件を満たす場合に支給する。

- (1) 道路の両端又は一端が公道と接していること。
- (2) 幅員が1.8メートル以上あること。
- (3) 私道は築造されてから5年以上経過していること。または材料支給の適用を受けてから5年以上経過していること。

(4) 支給の対象となる私道に隣接している家屋が2戸以上あること。

(5) 土地所有者及び利害関係人の同意がえられていること。

(支給の申請)

第6条 原材料の支給を受けようとする者は、原材料支給申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 位置図(1,000分の1程度)又は、見取図(300分の1程度)

(2) 現状写真

(支給決定の通知)

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、内容を審査し、承認することに決定したときは、原材料支給承認書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、支給を決定する場合において、特に必要があると認めるときは条件を付することができる。

(施行者の負担)

第8条 原材料の支給を受けた申請者は、工事等に要した支給原材料以外は一切の費用を負担するものとする。

附 則

この基準は、平成29年5月1日から施行する。